

英国改正消費者信用法における「無責任な貸付」に関する規定について

英国において、2006年3月30日に、改正消費者信用法(Consumer Credit Act 2006)が成立した^(注)。

本改正では、免許取得者の適格性を判断するにあたって、当局(公正取引庁)が考慮すべき事項の1つである「詐欺的、制圧的、その他不公正又は不相当であると認められる業務行為」の中に、過剰貸付等の「無責任な貸付(irresponsible lending)」が含まれることが明示された。

なお、免許業者が適格性要件に反していると当局が認めるときは、所定の手続きに従って、免許の取消や停止等の処分を行うことも可能である。

(注)本改正の施行期日は、主務大臣が命令によって定める日とされており、現在のところ、未定である。英国貿易産業省によれば、5月下旬に施行期日の最終的なタイムスケジュールが公表される予定である。

改正消費者信用法(関連条文抜粋)

第 25 条 免許取得者の適格性

(1)標準免許の申請者は、

- (a) 免許申請を行い、
- (b) 申請者が業務を行うのに適した者であると公正取引庁(OFT)が認めるときは、標準免許が付与されなければならない。

(中略)

(2) 免許申請者が業務を行うのに適した者であるか否かを決定する際には、OFT は、以下の事項を含む諸事情を考慮に入れなければならない。

- (a) 申請者の業務に関する技術、知識及び経験
- (b) 業務に参画する予定である申請者以外の者の業務に関する技術、知識及び経験
- (c) 申請者が業務を行う際に予定している業務方法及び手続き
- (d) (2A)で言及される種類の証拠

(2A) 証拠とは、以下の事項を示す証拠である。すなわち、(過去、現在を問わず) 申請者、従業員、代理人若しくは関係者、申請者が法人である場合は当該法人の監督者若しくは関係者であると OFT が認める者が、

- (a) 詐欺その他の不正行為又は暴力を含む罪を犯したこと
- (b) 以下の規定及びその下に定められる規定に違反したこと、
 - (i) 本法律(消費者信用法)
 - (ii) 金融サービス市場法パート 16 中の消費者信用の管轄に関わる部分
 - (iii) 個人向けの信用供与その他の個人との取引を規制する他の法律
- (c) 第(b)項で言及した種類の規定に相当する欧州経済領域国において効力を有する規定に違反したこと
- (d) 事業を行うに際し、性別、皮膚の色、人種、民族、又は国籍に基づく差別を行ったこと
- (e) (違法か否かを問わず)詐欺的、制圧的、その他不公正又は不相当であるとOFTが認める業務行為を行ったこと

(2B) (2A)(e)において、詐欺的又は制圧的、その他不公正又は不相当であると OFT が認める業務行為に、無責任な貸付と OFT が認める行為が含まれる。

第 32 条 停止及び取消

(1)免許の有効期間中において、仮に免許が失効したとすれば、それを更新せず、免許の取消か停止を行うべきあるという見解を OFT が有している場合には、以下の手続きをとるものとする。

(以下略)